

# 都市計画変更案の理由書

## 1. 案件名

滝川都市計画特別用途地区の変更（滝川市決定）

## 2. 都市計画決定経過

本市における特別用途地区の指定については、昭和 54 年に 50ha が当初決定され、その後、社会経済状況等の変化により拡大や変更を行い、現在約 776ha の指定となっている。

## 3. 都市計画変更の目的

本市では、令和 5 年度に改定した滝川市都市計画マスタープランにおいて、国道 12 号沿道の準工業地域及び工業地域のうち、農地としての活用が見込まれる地域の用途地域の縮小検討を位置づけており、令和 7 年 7 月に見直した滝川都市計画区域マスタープランにおいても、当該内容を位置づけたことから、農地としての土地利用需要があり、積極的な都市的土地利用は見込まれないため、北滝の川地区及び江部乙地区の一部について、用途地域の変更にあわせて特別用途地区を変更する。

## 4. 都市計画変更の内容

国道 12 号沿道の北滝の川地区の工業地域の一部及び江部乙地区の準工業地域の一部について、用途地域の縮小にあわせて、特別用途地区（第三種商業業務誘導地区）を縮小する。

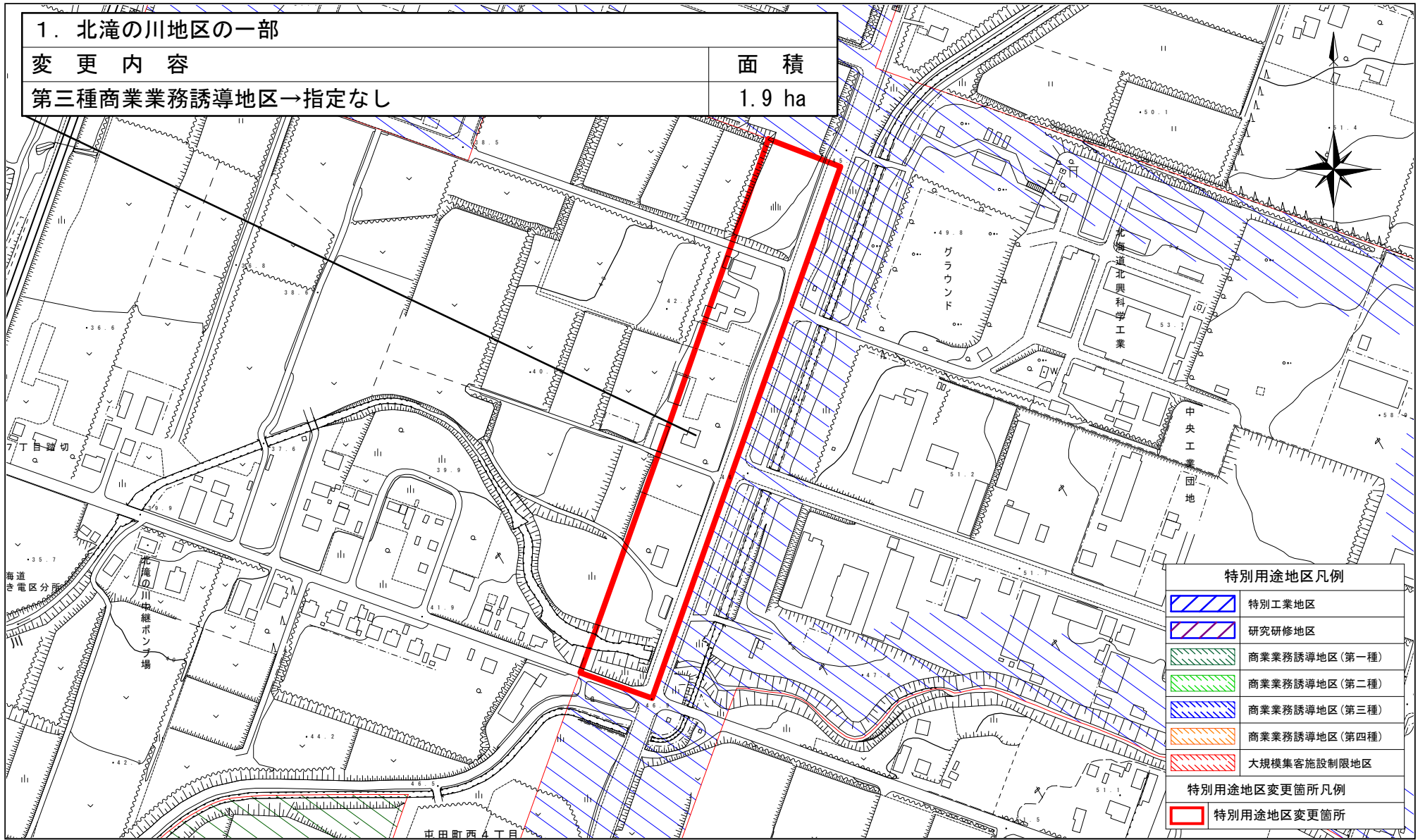
1. 北滝の川地区の一部

変更内容

面積

第三種商業業務誘導地区→指定なし

1.9 ha



特別用途地区凡例

- 特別工業地区
- 研究研修地区
- 商業業務誘導地区(第一種)
- 商業業務誘導地区(第二種)
- 商業業務誘導地区(第三種)
- 商業業務誘導地区(第四種)
- 大規模集客施設制限地区

特別用途地区変更箇所凡例

- 特別用途地区変更箇所



